



厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業

事業主、
労務担当者様

社会保険
労務士等に

専門家
にご相談ください!



相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンライン
コンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでのご相談
にも対応可能

- ☒ 取組みはお済みですか?
- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 残業60時間超の賃金引き上げ
- ☐ 育児・介護休業法改正
- ☐ パワーハラスメント防止措置
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得
- ☐ 賃金引き上げに対する対策



「福岡働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援を行います。



秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

福岡働き方改革推進支援センター

TEL 0800-888-1699 受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目5-28
博多偕成ビル301号(福岡県社会保険労務士会内)

Mail fukuoka@workstylereform.net FAX 092-260-3133

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

働き方改革 福岡



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukuoka/>



訪問コンサルティング・セミナー開催申込書

福岡働き方改革推進支援センター宛

FAX:092-260-3133

事業場名 ・団体名				
ご担当者 氏名				
所在地	〒 -			
連絡先	電話		FAX	
	E-MAIL			
訪問・ セミナー 開催希望日	・令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ☐ オンライン希望			
相談内容・ セミナー テーマ ☒ をお付け 下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他 [☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度 ☐ パワハラ防止 (ハラスメント全般)			

※後日、日程調整のお電話を差し上げます。

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報(以下「個人情報」)を取得する事業者:全国社会保険労務士会連合会(以下「当会」)
- 当会の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先:全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部
E-MAIL:hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp
- 取得した個人情報は、「令和7年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」)の相談支援のため
のみに利用します。
- 当会は利用目的の達成に必要な範囲で、当会が定める個人情報保護の水準を満たした委託者
(中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家)に、個人情報を委託することがあります。
- 当会は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当会は本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※上記内容について ☐ 同意する(チェックしてください)